

青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について（督促手数料の廃止）

1 提案理由

市税等に係る督促手数料を廃止するため、関係条例を改正するものである。

2 背景・経緯

- 市では、納期限までに完納しない者に対し督促状を発した場合、条例の定めにより督促手数料（70 円）を徴収。（市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料 等）
- 当該手数料については、納期限が過ぎてから当初納付書を使用して納付する場合、指定金融機関等の窓口職員が当該手数料の有無を確認し、手数料の金額を加筆して収納しているが、税公金収納のデジタル化等に伴い、指定金融機関では、令和 7 年 3 月をもって当該手数料の判断（窓口での金額の加筆）をすべての当初納付書において廃止予定。
- 税公金収納の環境変化に対応し、事務の効率化等を図るため、督促手数料を廃止しようとするもの。

3 改正内容

下記の条例の督促手数料に関する規定を削除する。

- 青森市市税条例
- 青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例
- 青森市後期高齢者医療に関する条例
- 青森市介護保険条例
- その他関係条例（青森市土地改良事業負担金等徴収条例、青森市道路占用料徴収条例、青森市下水道条例、青森都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、青森市公共下水道事業分担金条例）

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日